

令和8年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第24条の規定により、令和8年度奈良県食品衛生監視指導計画を策定します。

1 目的

食品衛生を確保することにより、県民の健康の保護を目的とします。

2 実施対象

奈良県内全域（奈良市を除く）

3 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

4 監視指導実施にあたっての基本方針

- (1) 食品に起因する健康危害の防止に努めます。
- (2) 食品等の規格基準、食品表示基準を遵守するよう監視指導を徹底します。
- (3) 食の安全安心に関する情報発信と食品衛生知識の普及啓発の推進に努めます。
- (4) 食品等事業者の自主衛生管理の促進及びHACCPに沿った衛生管理の実施確認に努めます。
- (5) 食品の試験検査の実施に努めます。

5 実施体制

- (1) 県内の3保健所（郡山、中和、吉野）と出張所（五條出張所）及び食品衛生検査所の食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員が、施設及び食品等事業者に対し直接、監視指導を実施します。
- (2) 県内の2か所の食品衛生検査所（保健研究センター、食品衛生検査所）が食品に係る試験検査を実施します。
- (3) 福祉保険部医療政策局薬務・衛生課が監視指導計画の策定、県民への食品衛生に関する情報提供や公表及び国、地方自治体及び県庁内関係部局等との連絡調整を実施します。

6 昨年度からの主な変更点

事項	変更内容	変更箇所
第1 監視指導等の実施に関する基本的な事項		
5 連携の確保	(2)奈良県の関係部局 令和8年4月より、消費生活センターについて、 関係機関の連携体制のとおり組織改正予定。	P5

第2 監視指導の実施に対する事項		
2 重点的に監視指導を実施すべき項目	<p>(2)食中毒発生防止対策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒発生状況を鑑み、掲載する食中毒原因物質を変更。(サルモネラ属菌、腸炎ビブリオを追加し、ウエルシュ菌を削除) ・機能性表示食品等いわゆる「健康食品」による食中毒の記述から「紅麹」のキーワードを削除。 <p>(5)「令和8年度全国高等学校総合体育大会」に関する事項を追加</p>	P7～10
別表1 令和8年度年間標準監視指導回数		
監視指導回数:年2回	食中毒や法違反により行政処分を受けた施設の対象を「過去2年間」から「前年度」に変更。	P17
監視指導回数:年1回	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模調理施設等(1回300食以上または1日750食以上を調理・提供する施設等)について、監視指導回数を年2回→年1回に変更。 ・年1回の監視対象から各種製造業、乳処理業、食肉処理業を削除。 	
監視指導回数:年2回 →削除	2年に1回監視指導を行う根拠が乏しいため削除。	
許可有効期間内に1回 →新設	健康被害が発生した場合の影響が少ないと考えられる施設については、監視指導の頻度を営業許可の有効期間内(概ね6年に1回)に変更。	
別表2 食品等検査実施計画		
○外部機関で実施する収去検査	食物アレルギー検査の検査項目にカシューナッツを追加予定。(令和7年度中に特定原材料にカシューナッツが追加された場合)	P19
用語集		
【さ】	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度、県内で発生した食中毒の「サルモネラ属菌」を追加。 ・収去について、文面に「食品表示法に基づき」と「アレルギー物質等の検査」を追記。 	P21

【た】	特定原材料に「カシューナッツ」、特定原材料に準ずるものに「ピスタチオ」を追加予定。(令和7年度中に食品表示基準、消費者庁次長通知が改正された場合)	P24
-----	---	-----